

2023年2月21日

新設分割にかかる事前備置書類
(会社法第803条および会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
ポ ー ト 株 式 会 社
代表取締役社長 CEO 春 日 博 文

ポート株式会社（以下「当社」という）は、2023年2月21日付新設分割計画書に基づき、当社のフリーランス支援事業（以下「本件事業」という）に関して有する権利義務を、新たに設立するポートエンジニアリング株式会社（以下「新設会社」という）に承継させるため、新設分割（以下「本件分割」という）を行うことといたしました。

当社が、会社法第803条および会社法施行規則第205条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項第2号）

2023年2月21日付作成の新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 新設分割の対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本件分割に際して3,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

当社は、新設会社が承継する資産等の事情、適切な出資単位の設定、その他諸般の事情を勘案した結果、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額の定め相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金および準備金の額を、会社計算規則に従い、新設分割計画書第5条記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、新設会社が承継する資産等および今後の事業活動等諸般情を考慮した結果、当該資本金および準備金の額は相当であると判断しております。

3. 会社法第763条第1項第12号に掲げるに掲げる事項（会社法施行規則第205条第2号）

該当すべき事項はありません。

4. 会社法第763条第1項第10号及び第11号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第3号）

該当すべき事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第205条第4号及び第5号）

該当すべき事項はありません。

6. 最終事業年度の末日後に生じた当社の重要な後発事象等の内容（会社法施行規則第205条第6号イ）

該当すべき事項はありません。

7. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第7号）

当社の2022年3月31日現在の貸借対照表に示される当社の資産および負債の内容並びに額、2022年4月1日より現在に至るまでの当社の資産および負債の変動の状況、本件分割により新設会社に対して承継する資産および負債の内容並びに額を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みには問題がないものと判断しております。

新設会社においては、新設会社が承継する債務は当社が併存的債務引受けをすること、また新設会社の今後の事業展開等を勘案したうえで決定された資産を承継することから、本件分割の効力発生日以後における新設会社の債務履行見込みは問題がないものと判断しております。

なお、本件分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

新設分割計画書

ポート株式会社（以下「当社」という。）は、当社が営むフリーランス支援事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新たに設立するポートエンジニアリング株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させるため、新設分割（以下「本件分割」という。）を行うこととし、次のとおり新設分割計画書を定める。但し、本件分割において当社は、会社法第 805 条の規定により、当社の株主総会決議による承認を得ないで本件分割をする。

第 1 条（新設会社の定款の規定）

新設会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙 1「定款」に記載のとおりとする。

なお、新設会社の本店の所在場所は、東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号新宿フロントタワー5 階とする。

第 2 条（新設会社の設立時取締役の氏名）

- 1 新設会社の設立時取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 春日博文
赤塩勇太
後藤拓夢

- 2 新設会社の設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時代表取締役 後藤拓夢

第 3 条（新設会社が承継する権利義務等）

- 1 本件分割により、新設会社が当社から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務に関する事項は、別紙 2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
- 2 新設会社が当社から承継する債務については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。但し、当該承継する債務について、当社が履行その他の負担をしたときは、当社は新設会社に対し、その負担の全額について求償することができる。
- 3 第 1 項に規定する資産、負債または権利義務を本件分割により承継することが法令上不可能である場合、契約上の当社の義務に抵触する場合その他当社または新設会社に著しい不利益が発生することが見込まれる場合、当社は当該権利義務を第 1 項に規定する資産、負債または権利義務から除外することができる。

第 4 条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数等）

新設会社は、本件分割に際して、当社に対して、普通株式 3,000 株を交付する。

第 5 条（新設会社の資本金等）

新設会社の設立の日における資本金、資本準備金、利益準備金の額は次のとおりとする。

(1) 設立時資本金 2,000 万円

(2) 設立時資本準備金 1,000 万円

(3) 設立時資本剰余金

株主資本等変動額（会社計算規則第 49 条第 1 項に定めるものをいう。）の合計額から（1）および（2）の合計額を減じて得た額

(4) 設立時利益準備金 0 円

第 6 条（分割期日）

新設会社の設立の登記をすべき日は、2023 年 4 月 3 日（以下「分割期日」という。）とする。但し、手続きの進行上その他の事情により必要な場合は、当社の取締役会決議によって、これを変更することができる。

第 7 条（分割承認決議）

新設会社は、分割期日までに、本計画の承認及び本件分割に必要な事項に関する機関決定を行う。

第8条（競業禁止義務）

当社は、分割期日以後も本件事業について競業禁止義務（会社法第21条に基づく競業禁止義務を含む。）を負わないものとする。

第9条（条件変更）

本計画作成後、分割期日までの間に、天変地異その他の事由により本件分割が不相当と認められる特段の事由が生じた場合には、本計画を変更し、または本件分割を中止することができる。

第10条（本計画書に定めのない事項）

本計画書に定めのあるもののほか、本件分割に関し必要な事項については、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

2023年2月21日

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
新宿フロントタワー5階
ポート株式会社
代表取締役社長 CEO 春日 博文

ポートエンジニアリング株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ポートエンジニアリング株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. フリーランス支援事業
2. インターネットによる情報提供サービス
3. 求人、採用活動に関する支援業務
4. 人材募集に関するコンサルティング
5. 各種マーケティング、情報収集業務
6. 職業紹介事業
7. 労働者派遣事業
8. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

(譲渡制限)

第7条 譲渡による当社の株式の取得については、株主総会の承認を要する。ただし、当社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

- 第9条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会は、取締役が招集する。

(基準日)

- 第10条 当会社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

(議長)

- 第12条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

- 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第4章 役 員

(取締役の員数)

- 第15条 当会社の取締役は、4人以内とする。

(代表取締役及び社長)

- 第16条 当会社の取締役が1名のときはその取締役を代表取締役とし、当会社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を選定する。

(取締役の任期)

- 第17条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の報酬等)

- 第18条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第19条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(剰余金の配当)

第20条 当社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。

2 配当財産は、その交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第21条 当社の設立に際して発行する株式は普通株 3,000 株とし、その発行価額は、1株につき 10,000 円とする。

(設立に際して出資される財産の価額および資本金の額)

第22条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金 3,000 万円とし、その価額の3分の2を資本金としその余を資本準備金とする。

(最初の事業年度)

第23条 当社の最初の事業年度は、当社設立の日から2024年3月末日までとする。

(設立時取締役)

第24条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	春日博文 赤塩勇太 後藤拓夢
設立時代表取締役	後藤拓夢

(本店の所在場所)

第25条 当社の設立時の本店所在場所は、次のとおりとする。

本店 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
新宿フロントタワー5階

(発起人の氏名・住所)

第26条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株数並びに株式と引き換えに払い込む金額は次のとおりである。

発起人	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 新宿フロントタワー5階 ポート株式会社 代表取締役社長 春日 博文
普通株式	3,000 株 金 3,000 万円

以上、ポートエンジニアリング株式会社を設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

2023年4月3日

発起人 ポート株式会社

承継権利義務明細表

新設会社は、当社から、分割期日において本件事業に属する資産、負債その他の権利義務を承継し、その明細は別紙 2.2A 及び別紙 2.2B のとおりとする。

なお、承継する権利義務のうち、資産および負債の評価は、2023 年 3 月末日現在の計算を基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

別紙 2.2A

承継財産に含まれる権利義務

A. 承継する資産

新設会社の成立日の前日の終了時点において当社が有する本件事業のみに係る以下の資産

1. フリーランス支援事業にかかる売掛金
2. 本件事業の運営に必要なシステム及びシステムに付随する情報
 - ① ウェブサイト
https://futurizm.jp/
 - ② GitHub 及び Bitbucket 内のソースコード
(ア) 現在稼働中のシステムのソースコード
(イ) 運用に使用中のツール類(調査・メンテナンス・運用補助等)のソース
3. ドメイン
futurizm.jp
4. アカウント
クラウドサービスのアカウント(但し、当該クラウドサービスの規約上又は技術的な理由で移管を行うことができない場合には、当社及び新設会社で協議の上対応を決定する。)
5. 別途当社及び新設会社間で合意する対象事業のみにかかるログデータ
6. 別途当社及び新設会社間で合意する対象事業のみにかかるユーザーデータ
7. 本件事業の商標
「F u t u r i z m」(第 6276429 号)
8. 本件事業のコンテンツ及びコンテンツに関する権利
9. 新設会社の成立日の前日の終了時点において本件事業における取引継続が有効に成立している顧客に関する資料
10. ユーザーサポート・顧客サポート等に関する運用マニュアル

B. 承継する負債

1. フリーランス支援事業にかかる未払金

C. 承継する契約

新設会社の成立日の前日の終了時点において有効に存続し、当社を当事者として締結された専ら本件事業に係る一切の契約に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務(以下に記載するものを含むがこれらに限定されない)。但し、別紙 2.2B 記載の契約、承継について相手方の同意が必要な契約及び当社が本件事業以外で使用する契約に紐づき本事業の契約がなされており、その分離ができないものを除く。

以上

別紙 2.2B

承継財産に含まれない権利義務

1. 本件事業に従事する従業員との雇用契約

以上